金山町スポーツ・文化芸術優秀者激励金交付基準

区分	大会の種別	交付金額	備　考
1	①　オリンピック ②　パラリンピック	別途／５００千円以内	
2	①　ワールドゲームズ ②　国際競技連盟加入団体が主催の大会 ※世界選手権大会、ワールドカップ等	別途／５００千円以内	
3	①　世界ジュニア選手権大会 ②　ワールドユニバーシティゲームズ ③　アジア大会 ④　①～③と同等の国際大会 ⑤　その他、町長が認める国際大会	別途／５００千円以内	
4	①　国民スポーツ大会 ②　全国高校総合体育大会 ③　全日本選手権大会 ④　①～③と同等の全国大会 ⑤　その他、町長が認める大会等	１００千円以内／団体ａ ６０千円以内／団体ｂ ２０千円以内／個人	
5	①　東北総合体育大会 ②　東北高校総合体育大会 ③　①～②と同等の東北大会 ④　その他、町長が認める大会等	５０千円以内／団体ａ ３０千円以内／団体ｂ １０千円以内／個人	

⑴　交付対象者は、町内に住所を有する者とする。ただし、以下の条件を満たしている場合には、当該対象者は町内に住所を有している者とみなす。

①町内に住所を有している保護者の庇護下にある者で、進学や通学の目的で他の市町村や国外に住所を有しているとき。

②活動の拠点として国外に住所を有している者で、日本での最終住所が町内であるとき。

⑵　区分１～３の国際大会については、５００千円を上限として別途協議し、個別に決定する。

⑶　⑴の住所地の特例を受ける者で、現住所地の自治体から類似した制度によって援助が受けられる場合は、その金額を控除した額を交付する。

⑷　区分３－③でいう同等の国際大会とは、一定の年齢の選手しか出場できない大会や参加国の地域区分がある大会とする。

⑸　区分４－④、５－④でいう同等の全国大会、東北大会とは、参加規模や競技水準に限らず、文部科学省や（財）日本スポーツ協会（加盟競技団体を含む。）などの公的機関が主催、共催又は後援するなど、その大会が公的性格を有する場合に限る。

⑹　原則として団体ａは選手１０人以上の団体競技を、団体ｂは選手５～９人の団体競技とし、試合の出場状況にかかわらず登録選手全員を対象とする。

⑺　選抜チーム（団体競技）に選ばれて参加する場合は、個人として扱うが、その合計額が団体

区分の基準を上回る場合は団体として扱う。

⑻　県又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会、又は選考会を経ずに出場する場合は、原則として対象外とする。

⑼　文化芸術における大会の種別や交付額は、スポーツと同じ大会規模の区分を適用する。

⑽　激励金の交付を受けた者は、以下のいずれかに該当する場合は返還しなければならない。

①大会などが中止され、又は出場ができなくなった場合

②自己の都合により、大会等に出場しなかった場合

③不正な方法で激励金の交付を受けた場合

ただし、町長が返還について必要性がないと認めた場合は、この限りではない。

⑾　町長が、これによりがたいと判断した場合は、この限りでない。

平成元年６月２３日制定
平成１６年６月１日一部改正
令和２年３月１３日一部改正
令和７年４月１日一部改正
令和８年１１月１６日一部改正